

2024年1月

投資者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

「EXE-i 先進国株式ファンド」
目論見書記載内容変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託の格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、投資対象となる上場投資信託証券（ETF）の変更、信託事務の諸費用等の明文化を行うことに伴い、下記の記載内容の変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 目論見書改訂日

2024年2月10日

2. 変更内容

①投資対象となる上場投資信託証券（ETF）のひとつを、バンガード・FTSE・ヨーロッパETFからSPDRポルトフォリオ・ヨーロッパETFへ変更を行います。

②信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）を明確化します。

③運用管理費用の実質的な負担が変更となります。

	変更後	変更前
信託報酬総額	年率 0.2530%（税抜 0.230%）	年率 0.2530%（税抜 0.230%）
投資対象ETF	年率 0.046%程度	年率 0.056%程度
実質的な負担	年率 0.299%程度	年率 0.309%程度

以上

<本件に関する問い合わせ先>
SBIアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-6229-0097（受付時間は土日祝日を除く9:00～17:00）

2024年1月

投資者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

「EXE-i 新興国株式ファンド」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託の格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、信託報酬の引き下げ、信託事務の諸費用等の明文化を行うことに伴い、下記の約款変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更適用日

2024年2月10日

2. 変更内容

①信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）を明確化します。

②信託報酬率を引き下げます。

	変更後	変更前
信託報酬総額	年率 0.1056%（税抜 0.096%）	年率 0.2530%（税抜 0.230%）
内 委託会社	年率 0.0418%（税抜 0.038%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 販売会社	年率 0.0418%（税抜 0.038%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 受託会社	年率 0.0222%（税抜 0.020%）	年率 0.033%（税抜 0.030%）
実質的な負担	年率 0.1761%程度	年率 0.3615%程度

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞
SBIアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-6229-0097(受付時間は土日祝日を除く 9:00～17:00)

信託約款の変更内容

追加型証券投資信託
E X E-i 新興国株式ファンド

下線部 〃 は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用 (印刷等費用 (有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)</u> および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>第1項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>9.6</u> の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(後略)</p>	<p>第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下、「諸経費」といいます。)</u> は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>前項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>23</u> の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(後略)</p>

2024年1月

投資者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

「EXE-i グローバル中小型株式ファンド」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託の格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ファンド名称変更、投資対象ETF変更、信託報酬の引き下げ、信託事務の諸費用等の明文化を行うことに伴い、下記の約款変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更適用日

2024年2月10日

2. 変更内容

①ファンド名称をEXE-i グローバル中小型株式ファンドからEXE-i 全世界中小型株式ファンドへ変更を行います。

②投資対象となる上場投資信託証券（ETF）を、バンガード・スモールキャップETFとバンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETFからSPDRポートフォリオ S&P 600 スモールキャップETFとバンガード米国ミッドキャップ・グロースETFとバンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETFの3ファンドへ変更を行います。

③信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）を明確化します。

④信託報酬率を引き下げます。

	変更後	変更前
信託報酬総額	年率 0.1980%（税抜 0.180%）	年率 0.2530%（税抜 0.230%）
内 委託会社	年率 0.0880%（税抜 0.080%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 販売会社	年率 0.0880%（税抜 0.080%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 受託会社	年率 0.0220%（税抜 0.020%）	年率 0.033%（税抜 0.030%）
実質的な負担	年率 0.2520%程度	年率 0.311%程度

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞
SBIアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-6229-0097(受付時間は土日祝日を除く9:00～17:00)

信託約款の変更内容

追加型証券投資信託
E X E - i グローバル中小型株式ファンド

下線部は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>全世界</u>中小型株式ファンド 信託約款</p>	<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>グローバル</u>中小型株式ファンド 信託約款</p>
<p>(タイトル)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>全世界</u>中小型株式ファンド 信託約款</p> <p>第 32 条 (信託事務の諸費用等) <u>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 (印刷等費用 (有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)</u> および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>第1項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>	<p>(タイトル)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>グローバル</u>中小型株式ファンド 信託約款</p> <p>第 32 条 (信託事務の諸費用等) <u>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下、「諸経費」といいます。)</u> は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>前項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>

<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>18</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>	<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>23</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>
<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(2024 年 2 月変更) 1. <u>SPDR ポートフォリオ・S&P600 スモールキャップ ETF</u> (中略) 3. <u>バンガード米国ミッドキャップ・グロース ETF</u> (中略) 第 4 条 信託約款の運用の基本方針(2) 投資態度に規定する当該参考指標 (2015 年 2 月変更) (中略) 第 5 条 信託約款の運用の基本方針(2) 投資態度に規定する投資対象ファンドの基本投資割合 (2015 年 2 月変更) (後略)</p>	<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(平成 31 年 2 月変更) 1. <u>シュワブ U.S. スモールキャップ ETF</u> (中略) 3. <u>バンガード・スモールキャップ ETF</u> (中略) 第 4 条 信託約款の運用の基本方針(2) 投資態度に規定する当該参考指標 (平成 27 年 2 月変更) (中略) 第 5 条 信託約款の運用の基本方針(2) 投資態度に規定する投資対象ファンドの基本投資割合 (平成 27 年 2 月変更) (後略)</p>

2024年1月

投資者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

**「EXE-i 先進国債券ファンド」
約款変更のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託の格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、投資者のコスト負担を軽減し競争力を高めると同時に幅広い投資機会を提供するため、投資対象を先進国から全世界へ範囲の拡大を図り、投資対象となる上場投資信託証券（ETF）および基本投資割合を見直した上で、ベンチマークの変更を行います。

あわせて、ファンド名称、投資対象ETF、信託報酬の引き下げを下記に変更することにより、SBI・iシェアーズシリーズへの組入れを行います。また、信託事務の諸費用等の明文化を行うことに伴い、下記の約款変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更適用日

2024年2月10日

2. 変更内容

- ①投資対象を先進国から全世界へ変更を行います。
- ②参考指標としていたFTSE世界BIG債券インデックス（円換算ベース）からベンチマークとしてBloomberg Global Aggregate Bond Index（USD hedged）（円換算ベース）へ変更を行います。
- ③ファンド名称をEXE-i 先進国債券ファンドからSBI・iシェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド（愛称：サクっと全世界債券）へ変更を行います。

- ④投資対象となる上場投資信託証券（ETF）を、シュワブ U.S. アグリゲート・ボンド ETF と iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF から iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF と iShares Core International Aggregate Bond ETF へ変更を行います。
- ⑤信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）を明確化します。
- ⑥信託報酬率を引き下げます。

	変更後	変更前
信託報酬総額	年率 0.0638%（税抜 0.058%）	年率 0.2530%（税抜 0.230%）
内 委託会社	年率 0.0242%（税抜 0.022%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 販売会社	年率 0.0242%（税抜 0.022%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 受託会社	年率 0.0154%（税抜 0.014%）	年率 0.033%（税抜 0.030%）
実質的な負担	年率 0.1098%程度	年率 0.4110%程度

以上

<本件に関する問い合わせ先>
 SBIアセットマネジメント株式会社
 電話番号 03-6229-0097(受付時間は土日祝日を除く 9:00~17:00)

信託約款の変更内容

追加型証券投資信託
E X E-i 先進国債券ファンド

下線部 は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託</p> <p><u>S B I ・ i シェアーズ ・ 全世界債券インデックス・ファンド (愛称：サクっと全世界債券)</u></p>	<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託</p> <p><u>E X E - i 先進国債券ファンド</u></p>
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>主としてE T F (上場投資信託) への投資を通じて、<u>全世界</u> (日本を含む) の債券へ実質的に投資します。投資対象とするE T F (上場投資信託) は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 本ファンドは<u>全世界</u> (日本を含む) の債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。当初、<u>Bloomberg Global Aggregate Bond Index (USD hedged)</u> (円換算ベース) を<u>ベンチマーク</u>とします。ただし、当該<u>ベンチマーク</u>は委託者の判断により予告なく変更する場合があります。なお、当該<u>ベンチマーク</u>を変更した場合は別に記載します。</p> <p>② <u>全世界</u> (日本を含む) の債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合せることにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>③ ポートフォリオの国・地域別構成比率 (以下、構成比率) 等が<u>ベンチマーク</u>の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。なお、基本投資割合を変更した場合は別に記載します。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>主としてE T F (上場投資信託) への投資を通じて、<u>先進国</u> (日本を含む) の債券へ実質的に投資します。投資対象とするE T F (上場投資信託) は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 本ファンドは<u>先進国</u> (日本を含む) の債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。当初、<u>FTSE 世界BIG 債券インデックス</u> (円換算ベース) を<u>参考指標</u>とします。ただし、当該<u>参考指標</u>は委託者の判断により予告なく変更する場合があります。なお、当該<u>参考指標</u>を変更した場合は別に記載します。</p> <p>② <u>先進国</u> (日本を含む) の債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合せることにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>③ ポートフォリオの国・地域別構成比率 (以下、構成比率) 等が<u>参考指標</u>の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。なお、基本投資割合を変更した場合は別に記載します。</p>

<p>(1) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド 60%</p> <p>(2) <u>米ドル建て債券を除くグローバル投資適格債を投資対象とするファンド</u> 40%</p> <p>合計 100%</p> <p>④ (中略)</p> <p>⑤ 基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、<u>ベンチマーク</u>との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。</p> <p>(後略)</p>	<p>(1) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド 60%</p> <p>(2) <u>米国以外の債券指数に連動する投資対象ファンド</u> 40%</p> <p>合計 100%</p> <p>④ (中略)</p> <p>⑤ 基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、<u>参考指標</u>との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。</p> <p>(後略)</p>
<p>(タイトル) 追加型証券投資信託 <u>SBI・i シェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド</u> (愛称：サクっと全世界債券) 信託約款 第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用</u> (印刷等費用 (有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。) および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>第1項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>	<p>(タイトル) 追加型証券投資信託 <u>EXE-i 先進国債券ファンド</u> 信託約款 第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用</u>および受託者の立替えた立替金の利息 (以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>前項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>

<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>5.8</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>	<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>23</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>
<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(2024 年 2 月変更) 1. <u>iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF</u> 2. <u>iShares Core International Aggregate Bond ETF</u></p>	<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(平成 29 年 2 月変更) 1. <u>シュワブ U.S. アグリゲート・ボンド ETF</u> 2. <u>i シェアーズ 世界国債 (除く米国) ETF</u></p>

2024年1月

投資者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

「EXE-i グローバルREITファンド」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託の格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ファンド名称変更、信託報酬の引き下げ、信託事務の諸費用等の明文化を行うことに伴い、下記の約款変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更適用日

2024年2月10日

2. 変更内容

- ①ファンド名称をEXE-i グローバルREITファンドからEXE-i 全世界REITファンドへ変更を行います。
- ②信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）を明確化します。
- ③信託報酬率を引き下げます。

	変更後	変更前
信託報酬総額	年率 0.1320%（税抜 0.120%）	年率 0.2530%（税抜 0.230%）
内 委託会社	年率 0.0550%（税抜 0.050%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 販売会社	年率 0.0550%（税抜 0.050%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 受託会社	年率 0.0220%（税抜 0.020%）	年率 0.033%（税抜 0.030%）
実質的な負担	年率 0.2195%程度	年率 0.3405%程度

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞
SBIアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-6229-0097（受付時間は土日祝日を除く9:00～17:00）

信託約款の変更内容

追加型証券投資信託
E X E - i グローバル R E I T ファンド

下線部は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>全世界</u> R E I T ファンド 信託約款</p>	<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>グローバル</u> R E I T ファンド 信託約款</p>
<p>(タイトル)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>全世界</u> R E I T ファンド 信託約款</p> <p>第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用 (印刷等費用 (有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)</u> および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>第1項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>	<p>(タイトル)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>グローバル</u> R E I T ファンド 信託約款</p> <p>第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下、「諸経費」といいます。)</u> は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>前項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>

<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>12</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>	<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>23</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>
<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(2014 年 2 月変更) (中略) 第 4 条 信託約款の運用の基本方針(2) 投資態度に規定する当該参考指標 (2014 年 2 月変更) (後略)</p>	<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(平成 26 年 2 月変更) (中略) 第 4 条 信託約款の運用の基本方針(2) 投資態度に規定する当該参考指標 (平成 26 年 2 月変更) (後略)</p>

この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

むさし証券の概要

商号等：むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

リスクについて

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(上場有価証券等)の売買等に当たっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 上場有価証券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

◎ 上場有価証券等が外国証券である場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※ 新規公開株式、新規公開の投資証券及び非上場債券等についても、上記と同様のリスクがあります。

手数料等諸費用について

当社取り扱いの商品等にご投資いただく場合

各商品毎の所定の手数料をご負担いただく場合がありますが、商品毎に異なるため、ここでは表示することができません。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

投資信託につきましては、手数料の他、信託報酬等・その他の費用(監査費用、運営・管理費用等)等を御負担いただきますが、これらの費用等は、事前に計算できませんので表示しておりません。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

【広告審査済】